

令和元年度今治市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度今治市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、補正しない。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月25日 提出

今治市長 菅 良 二

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を今治市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和2年3月25日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市南日吉町 玉 井 榮 治

今治市中堀 木 村 静 夫

今治市唐子台東 鳥 生 伸 也

今治市砂場町 村 越 卓 郎

今治市長沢 石 丸 真 智 子

「理 由」

大澤慶三委員、八木信行委員、玉井榮治委員、木村静夫委員、鳥生伸也委員、村越卓郎委員、山之内かをり委員、石丸真智子委員、近藤貞明委員の任期が令和2年3月31日で満了するので、上記の者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方税法（抜すい）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

固定資産評価員の選任について

次の者を今治市固定資産評価員に選任（兼任）したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により同意を求める。

令和2年3月25日提出

今治市長 菅 良 二

記

今 治 市 主 事

中 村 明 人

「理 由」

玉井誠也固定資産評価員が令和2年3月31日付けで退任するので、後任者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方税法（抜すい）

（固定資産評価員の設置）

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

令和2年3月25日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市宮窪町 神 野 恵

今治市伯方町 馬 越 義 文

今治市大浜町 中 島 智 佐 子

今治市高橋 長 野 好 文

今治市東門町 關 亮 子

今治市上浦町

金 本 ひ ろ み

今治市大西町

尾 上 勝 利

今治市玉川町

渡 部 守

今治市菊間町

白 石 博 章

「理 由」

神野恵委員、井出サツミ委員、馬越義文委員、白石知春委員、財津元生委員、中島智佐子委員、長野好文委員、關亮子委員、金本ひろみ委員の任期が令和2年6月30日で満了するので、上記の者を推薦しようとするもの。

「参 照」

## 人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。